

北潟湖自然再生協議会 設立総会

日 時：平成 30 年 11 月 24 日(土) 午前 11 時 00 分～

場 所：福井県立芦原青年の家

～ 次 第 ～

1 開会

2 設立準備会会長挨拶

3 来賓挨拶

あわら市長

佐々木 康 男様

福井県安全環境部長

清 水 英 男様

環境省 中部地方環境事務所

統括自然保護企画官 野生生物課長 酒 向 貴 子様

【議 事】

- (1) 設立趣旨の説明について
- (2) 規約の承認について
- (3) 会長・副会長の選出について

【報 告】

- (1) 北潟湖自然再生協議会全体構想の経過報告について
- (2) 平成 30 年度活動計画（案）について

4 閉会

(1) 設立趣旨の説明について

北潟湖自然再生協議会 設立趣旨

北潟湖は、あわら市の北部に位置し、面積 2.13 平方キロメートル、周囲 14.0 キロメートル、平均水深 2.5 メートルで、福井県内では水月湖、三方湖に次いで 3 番目に大きな湖です。

湖は、越前加賀海岸国定公園に含まれるほか、日本の重要湿地 500 (平成 13 年)、生物多様性保全上重要な里地里山 (平成 27 年) に選定されるなど、北潟湖がもつ景観の美しさ、そして、自然そのものの豊かさと、ひとと自然の関わりが生みだした自然の姿の重要性が高く評価されています。

しかし、北潟湖をめぐる自然環境の現状は、決して安心できません。湖の水質汚濁は深刻となり、平成 4 年から湖底の一部で浚渫を行いましたが、いまだ回復には至ったとはいえません。また、これまでの湖岸整備は、安全な生活をもたらした一方で、水草やトンボたちなど多様な水辺の生きものの多くが姿を消しました。さらに、フナやコイなど地域が誇る湖のめぐみも、いただく機会は減ってまいりました。近年では、外来種の蔓延が、湖の生きものをさらに減少に追いやっています。

こうした状況を踏まえ、これまで、湖の水質を改善するため、下水道の整備、湖底の浚渫に取り組んでまいりました。そして、住民が参加しての湖岸の清掃活動、漁業者による外来魚の駆除など、自然を取り戻す様々な取組みも行われるようになりました。さらに、未来を担う子どもたちを対象とした環境教育活動も、環境保全団体により活発に実施されるようになりました。

一旦失った自然の姿を取り戻すためには、もっと大きな力が必要です。取組を継続するための、知恵、工夫、協力が必要です。そこで、私たちは、地域活動団体、住民、関係団体、専門家や行政などの多様な主体が集まり、北潟湖と湖を取り巻く地域の自然環境を考え、再生・保全・活用に取り組むため、「北潟湖自然再生協議会」を設立することにいたしました。

本協議会では、北潟湖の美しい環境を取り戻し、本来もつすばらしい自然を再生させ、さらに地域資源を再発見することにより、北潟湖及び周辺地域において、自然と共生する豊かな地域づくりをみんなの力をあわせて実現します。

(2) 規約の承認について

北潟湖自然再生協議会規約（案）

（設置）

第 1 条 自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号）第 8 条に規定する自然再生協議会を設置する。

（名称）

第 2 条 この自然再生協議会は、北潟湖自然再生協議会（以下「協議会」と称する。）という。

（対象区域）

第 3 条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、北潟湖流域およびその周辺地域とする。

（目的）

第 4 条 対象区域の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

（所掌事務）

第 5 条 協議会は、次に掲げる事務を行う。
自然再生全体構想の作成
自然再生事業実施計画の作成
自然再生事業の実施および、そのための連絡調整
その他必要な事項

（構成）

第 6 条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。
自然再生事業を実施しようとする者および団体
自然環境に関し専門的知識を有する者
関係行政機関および行政区

2 協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者は、第 12 条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、オブザーバーとして協議会に参加することができる。

3 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、設置当初の委員の任期は、本規約の施行の日から 2020 年 3 月 31 日までとする。

（途中参加委員）

第 7 条 前条第 1 項に定める委員からの推薦があり、第 12 条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。

2 新たに委員となろうとする者が、第 15 条に規定する運営事務局に委員になりたい旨の意思表示を行い、第 12 条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。

3 前項の規定により途中参加する委員の任期は、前条第 3 項に規定する委員の残任期間とする。

(委員資格の喪失)

第 8 条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- 辞任
- 死亡、失踪の宣告
- 委員が属する団体または法人の解散
- 解任

(辞任および解任)

第 9 条 辞任しようとする者は、第 15 条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

- 2 協議会の目的もしくは自然再生推進法および自然再生推進法に規定する自然再生基本方針に反する行為があった場合または協議会の運営に著しい支障をきたす場合、第 12 条に規定する協議会の会議の出席委員の過半数で議決し、委員を解任することができる。
- 3 解任されようとする者には第 12 条に規定する協議会の会議にて、議決する前に、弁明する機会を与えられなければならない。ただし、解任されようとする者が協議会に出席しない場合はその限りではない。

(会長および副会長)

第 10 条 協議会に会長 1 名および副会長 2 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

(顧問)

第 11 条 協議会に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 顧問の任期は 2 年とし、再任することができる。

(協議会の会議)

第 12 条 協議会の会議は、会長が召集する。

- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 協議会は、会長が協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合、または第 6 条に規定する協議会の委員より専門的協議の発議があり、第 1 項に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、第 17 条に規定する細則の定めにより、協議会の会議とは別に部会を設置し専門的協議を要請することができる。

(部会)

第 13 条 部会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、協議結果等を第 12 条に規定する協議会の会議に報告する。

- 2 協議会委員およびオブザーバーは部会に所属することができる。部会には、

- 協議会委員およびオブザーバーの他に、独自に部会委員を置くことができる。
- 3 部会に部会長および副部会長各 1 名置き、部会構成委員の互選により選出する。
 - 4 部会会長は部会を代表し、会務を総理する。
 - 5 副部会長は部会長を補佐し、必要に応じ部会長の職務を代理する。
 - 6 部会は部会長の召集により開催される。
 - 7 部会長は、部会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、部会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
 - 8 部会事務局は、部会運営の趣旨にふさわしく、かつ部会運営の事務能力を持つと認められる団体に設置することとする。

(公開)

- 第 14 条 協議会の会議および部会は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。
- 2 協議会の会議および部会を開催する際には、日時、場所等についてあらかじめ広く周知を図る。
 - 3 協議会の会議および部会の資料は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、ホームページ等で公開する。
 - 4 協議会の会議および部会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、会長の承認を経てホームページ等で公開する。

(協議会事務局)

- 第 15 条 協議会の会務を処理するために協議会事務局を設ける。
- 2 協議会事務局はあわら市生活環境課に置く。

(協議会事務局の所掌事務)

- 第 16 条 事務局は、次に掲げる事務を行う。
- 第 11 条に規定する協議会の会議の議事・進行に関する事項
 - 第 13 条で規定する協議会の会議の議事要旨の作成および公開に関する事項
 - その他協議会が付託する事項

(運営細則)

- 第 17 条 この規約に規定することの他、規約施行および協議会の運営に関して必要な事項は、第 11 条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、会長が別に定める。

(規約改正)

- 第 18 条 この規約は、第 6 条に規定する協議会の委員の発議により、第 11 条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、改正することができる。

附 則

この規約は、平成 30 年 11 月 日から施行する。

北瀧湖自然再生協議会委員名簿（案）

（平成30年11月24日現在）

研究者・有識者

	氏名	役職	備考
1	青海 忠久	学識経験者(県立大学名誉教授)	
2	組頭 五十夫	日本野鳥の会 福井県 副代表	
3	富永 修	福井県立大学教授	
4	奥村 充司	福井高専准教授	
5	水口 亜樹	福井県立大学准教授	

顧問

	氏名	役職	備考
1	佐々木 康男	あわら市長	
2	毛利 純雄	あわら市市議会議員	
3	仁佐 一三	あわら市市議会議員	

個人

	氏名	役職	備考
1	見澤 啓子	あわら市在住(北瀧東女性代表)	
2	佐孝 百合子	あわら市在住(北瀧西女性代表)	
3	福田 健	あわら市在住	
4	斉藤 貞幸	坂井市在住	
5	谷口 実鈴	福井県立大学学生	

行政・研究機関(予定を含む)

	名称	役職	備考
1	佐々木 真二郎	福井県自然環境課長	
2	松村 俊幸	福井県自然保護センター 所長	自然再生推進の支援
3	石井 潤	福井県里山里海湖研究所	自然再生推進の支援
4	杉本 季佳	あわら市市民生活部長	
5	後藤 重樹	あわら市経済産業部長	
6	糠見 敏弘	あわら市教育部長	

団体

	氏名	所属	備考
1	河田 勝治	あわらの自然を愛する会 会長	
2	浅田 能成	あわら市エコ市民会議代表	
3	内田 和夫	観音川を護る会 会長	
4	出口 美貴和	NPO法人 グリーンウェル 代表	
5	竹田 直行	北瀧湖ハクチョウを見守る会 会長	
6	大西 五十二	北瀧湖生きもの応援隊	
7	上木 大輔	あわら市力ヌー協会	
8	辻下 義雄	北瀧漁業協同組合 組合長	
9	木戸 俊昭	北瀧漁業協同組合	
10	長谷川 吉弘	芦原北瀧土地改良区 理事長	
11	杉野 弘尚	花咲ふくい農業協同組合	
12	竹内 輔常	細呂木公民館 館長	
13	四方 政美	吉崎公民館 館長	
14	井上 善宣	細呂木区 区長	
15	妻川 忠致	蓮ヶ浦区 区長	
16	末富 攻	吉崎地区 区会長	
17	佐賀 繁次	北瀧西区 区長	
18	北浦 博憲	北瀧東区 区長	
19	長谷川 正芳	赤尾区 区長	
20	松本 昇	富津区 区長	
21	堂野 實	浜坂区 区長	
22	清水 一美	北瀧東区 副区長	
23	川崎 進	北瀧西区 副区長	
24	佐孝 幸一郎	北瀧区 区長会顧問	
25	丸岡 榮一	北瀧区 区長会参与	
26	佐々木 繁一	福井県土地改良事業団体連合会	

オブザーバー

	名称	役職	備考
1	酒向 貴子	中部地方環境事務所 統括自然保護企画官	

事務局

	名称	備考
	あわら市 市民生活部 生活環境課	

(3) 会長・副会長の選出について

会長・副会長の選出について

北潟湖自然再生協議会規約第10条第1項の規定により会長及び副会長 2 名を次のとおり選出する。

会 長 _____

副 会 長 _____

副 会 長 _____

【報告】2 平成30年度活動計画(案)について

平成30年度活動計画(案)について

(1) 協議会の開催

自然再生協議会設立総会(平成30年11月24日)

趣旨説明、規約承認、会長、副会長選出

全体構想案の概要説明

自然再生協議会 第1回会議(平成31年1月)

全体構想の内容議論

環境省による 自然再生専門家会議からの助言

自然再生協議会 第2回会議(平成31年3月)

全体構想の内容議論(承認)

平成30年度を目標に全体構想 策定(協議会会議にて承認)

(2) 協議会委員への申請について

- ・ 設立総会後に、改めて、氏名、所属、ご住所、電話番号、メールアドレス等を書面にて提出。今後のご連絡は可能な限り電子メールを活用する。
- ・ 平成30年度末まで委員を募集し追加。

(参考) 平成31年度以降(案)

自然再生事業実施計画の作成に着手

...全体構想に沿って、具体的な自然再生事業を計画する

(自然再生事業実施者が自ら計画するもの)

全体構想からテーマを選んで詳細計画を立案および実行

(例)

- ・ 北潟湖一斉自然再生活動(清掃活動、外来種調査・駆除活動)等
- ・ エコツアーの試行
- ・ 北潟湖をテーマとした小中学生の環境学習の推進
- ・ 活動広報(ホームページ、SNS、ニュースレター、市の広報誌等)